

阿賀野市告示第151号

阿賀野市住居確保給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年10月6日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市住居確保給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市住居確保給付金事業実施要綱（平成27年阿賀野市告示第132号）の一部を次のように改正する。

第3条中「特別」を削る。

第5条第5項中「に求職受付票の写しを添付して、」を「を」に改める。

第12条第1項ただし書中「住宅扶助特別基準に基づく額」を「基準額」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、受給者がクレジットカードを使用する方法により当該受給者が居住する住宅の賃料を支払うこととなっている場合であって、市が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第1号様式から第5号様式までを次のように改める。

第1号様式(第5条関係)

(表面)

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(第2号様式)を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書

誓約事項

- 1 受給中、下記の就職活動要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること
 - ① 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ② 月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受ける
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける※生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2項に該当する者については、②、③を除く。
- 2 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族(以下「申請者等」という。)のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
 - ① 誠実かつ熱心に就職活動を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
 - ② 住居確保給付金受給者が常用就職又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い、その就労による給与収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合(借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く)
 - ④ 申請内容に偽りがあった場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑦ 受給者が生活保護を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
 - ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合

- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカードを使用する方法により賃料を支払っている場合は、賃料の支払い状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

<p>____年 ____月 ____日</p> <p>阿賀野市長 様</p> <p>上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 _____</p>

第1号様式(第5条関係)

(裏面)

当初申請時

① 添付書類

1 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、各種健康保険証、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍全部事項証明書等のいずれかの写し

2 離職関係書類

下記のいずれかを証する書類

- ・2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し
- ・申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況であることを確認できる書類の写し

3 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

4 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

② 追加提出書類

1 求職番号の記載

公共職業安定所から付与された求職番号

2 入居(予定)住宅関係書類

(1)住宅喪失者

不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(様式第4号)

(2)住宅喪失のおそれのある者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書(第5号様式)

3 クレジットカードを使用する方法により賃料を支払う者

クレジットカードで支払っていることが確認できるもの(利用明細の写し等)

※ 3は、自治体の求めに応じて、ご提出ください

生活困窮者住居確保給付金支給申請書

フリガナ			
①氏名			
②生年月日	年	月	日 満()歳
③電話番号		④性別	男・女

⑤ 次の(1)又は(2)の場合であること (いずれか該当する方に記載)

(1) 離職等の場合

離職等の時期	
離職等した事業所	

(2) 第 3 条第 2 号に規定する場合

給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	
-------------------------	--

⑥ 離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること

離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	
---------------------------	--

⑦ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること (いずれか該当する方に記載)

(1) 住居を喪失していること

住居を喪失した時期	
喪失した住居の住所	
現在の状況	

(2) 住居を喪失するおそれがあること

現在の住所	
住居の家主等	
喪失するおそれのある住居の家賃額	
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	

⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

申立事項

フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
性別					
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

年 月 日

阿 賀 野 市 長 様

申請者氏名

第2号様式(第5条関係)

(裏面)

(注意事項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるほか、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、生活困窮者自立支援法(以下「法」という。)第15条に基づき、報

告等を求めることがあります。

- 4 支給決定に必要な範囲で、法第 16 条に基づき、市から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第 16 条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第 14 条に基づく就労支援に関する市長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第 17 条に基づき、市長が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

求職申込み・雇用施策利用状況確認票（住居確保給付金・総合支援資金）

年 月 日

公共職業安定所 御中

(実施主体名) _____
(担当・電話番号) _____

下記の者より { 住居確保給付金 / 総合支援資金 } の申請がありましたので、適正な決定及び実施のため、求職申込み及び雇用施策の利用状況を確認する必要があります。ついては、下記回答欄の事項についてご回答いただきますようお願いいたします。

申請者記入欄

上記制度を利用するために必要となる範囲内で、私の個人情報、市、社会福祉協議会及び公共職業安定所との間で相互利用されることについて了承します。

フリガナ
申請者 氏名 _____
生年月日 _____
住 所 _____
電話番号 _____
求職番号 _____

(注) 住所欄は、現在の居住地（住居を喪失している場合は新たに住居を賃借しようとする市区町村名）を記載すること

公共職業安定所回答欄

求職申込み確認欄

求職申込み受理状況	求職中 ・ 求職未登録 ・ 求職無効（ 年 月 日）
-----------	----------------------------

※1 オンラインによる求職登録を含む。

雇用保険の利用状況確認欄

雇用保険受給状況	受給資格決定済 ・ 支給中 ・ 支給終了 ・ 受給資格なし その他（※2）（ ）
支給中の者の支給状況 （※3）	直近の認定日時点での支給終了予定日 ____月 ____日

※2 受給資格の有無が不明である場合、その事情を記入する。

※3 次回認定日が最終の認定日である場合のみ記載すること。支給終了予定日とは支給終了時の認定対象期間の末日をいう。

雇用施策の利用状況確認欄

雇用施策の種類	利用の有無	備考（利用有の場合、必要に応じて、その利用状況の詳細を記入する。）
職業訓練受講給付金又は 訓練・生活支援給付	有・無・訓練相談中・訓練申込中・その他（ ）	給付金の対象期間の末日（ 年 月 日）
（特記欄）		

公共職業安定所

年 月 日

名称-----

担当・電話番号-----



入居予定住宅に関する状況通知書

1. 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、物件等に関する概要等について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、実施主体または社会福祉協議会(初期費用を社会福祉協議会から借受ける場合)が官公署から情報を求めることを同意します。
3. 住居確保給付金の支給及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、自立相談支援機関、阿賀野市、阿賀野市社会福祉協議会及び関係機関等の中で相互利用されることについて同意します。

阿賀野市長 様

年 月 日

不動産媒介業者等

(商号又は名称)

(代表者名)

(所在地) 〒

(免許証番号)

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

入居予定者

氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 (名)

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円
入居予定日	年 月 日 (年 月 日までの 月 日間)

- ※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助特別基準額を上限とし、収入に応じた額とする。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。
- ※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の()内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載してください
- ※5 クレジットカード払いにより賃料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスにチェックすること。

なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、クレジットカード払い不可。

賃料の支払いは、クレジットカードを使用する方法に限定している。

初期費用

(1)	家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)	円
	共益費	円
	管理費	円
	敷金	円
	礼金等	礼金 円 その他 () 円
	(2) 媒介報酬額	円
	(3) 火災保険料	円
		その他 (入居保証料等)
	合計	円

※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	
初期費用(1)の振込先	初期費用(1)に関する者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

初期費用 (2)の振込 先	初期費用(2) に関する者 の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関 名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、阿賀野市、公共職業安定所及び阿賀野市社会福祉協議会の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【2ページ目※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

○事業者等への口座へ振り込むことができない場合であって、以下に記載する借入人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

居確保給付金 の振込先	借入人 の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

年 月 日

氏名

住所

電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を自立相談支援機関に提出してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第6の13(3)I.①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

(参考)生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(抄)

第6の13(3)I.暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(第4号様式)、(第5号様式)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(第4号様式)、(第5号様式)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

※総合支援資金運営要領においても同内容の規程があります。

入居住宅に関する状況通知書

1. 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する概要等について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、実施主体が官公署から情報を求めることを同意します。

阿賀野市長 様

年 月 日

(商号又は名称)
フリガナ
.....
(代表者名)
.....
(所在地) 〒
.....
(免許証番号)
.....
(担当者等) 氏名 所属
.....
電話番号
.....

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載して下さい。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の14(3)I.①から⑨に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居者について

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 (名)
入居開始年月日	年 月 日 (年 月 日までの 月 日間)

入居している賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円

- ※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助特別基準額を上限とし、収入に応じた額とする。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。
- ※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の()内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載すること
- ※5 クレジットカード払いにより賃料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスのいずれかにチェックすること。
なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、クレジットカード払い不可。

- 賃料の支払いは、クレジットカードを使用する方法に限定している。
- 口座振込又はクレジットカード払いとすることができるが、途中変更ができない。
- 口座振込に変更することができるが、変更手続きに時間を要する（月から変更可能）

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座

第5号様式（第5条関係）

（裏面）

（住居確保給付金支給申請者 本人記入欄）

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、阿賀野市、公共職業安定所及び阿賀野市社会福祉協議会等の間で相互利用されることについて同意します。

住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1 ページ目※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

○以下に記載する、賃借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○上記の場合であっても、支払い方法の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込むことができることとなった場合は、すみやかに本様式の再提出及び様式1-3の提出により、変更支給申請を行うことに同意します。

○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	賃借人の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

【以下は、申請者全員記載してください】

年 月 日

氏名.....

住所.....

電話番号.....

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を阿賀野市社会福祉協議会（自立相談支援機関）に提出してください。

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（抄）

第7の14(3)I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居（予定）住宅に関する状況通知書（第4号様式）、（第5号様式）」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居（予定）住宅に関する状況通知書（第4号様式）、（第5号様式）」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第9条関係）（表面）

		第	号
		年	月
			日
	様		
	阿賀野市長		印
	住居確保給付金支給決定通知書		
	年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。		
	記		
1	支給額	月額	円
2	支給期間	年 月（ 年 月家賃相当分）から 年 月（ 年 月家賃相当分）まで	
3	支給方法	<input type="checkbox"/> 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。 <input type="checkbox"/> 支給決定者において確実にクレジットカードを使用する方法により貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われることを条件として、支給決定者に支給する。	

4 支給対象となる住宅 名称

所在地

第 10 号様式（第 9 条関係）（裏面）

（注意事項）

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた就職活動等（生活困窮者自立支援法施行規則第 3 条第 2 号に該当する者については②、③を除く。）を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - ① 毎月 4 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること
 - ② 毎月 2 回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
 - ③ 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（第 11 号様式）」を提出してください。
- 3 生活困窮者自立支援法施行規則第 3 条第 2 号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、自立相談支援機関に申し出てください。
- 5 3 支給方法において、「支給決定者において確実にクレジットカードを使用する方法により貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われることを条件として、支給決定者に支給する」が選択されている場合は、支給開始後、申請者が貸主等に家賃を支払ったことを証明する文書等の提出を自治体から求めることがあります。

- 1 この処分に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に阿賀野市を被告として（市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定書の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第14号様式及び第15号様式を次のように改める。

第14号様式（第13条関係）

住居確保給付金変更支給申請書

私は、 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給の決定を受けましたが、必要書類を添えて、支給変更申請します。

年 月 日

阿賀野市長 様

フリガナ

氏 名

住 所

生年月日

電話番号

変更理由

変更理由	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">・家賃が別添の契約書のとおり変更となったため。・貸し主の責による転居のため (現在居住している賃貸住宅は 月 日に退去します)・受給方法を代理受領に変更するため
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

添付書類

- 1 家賃変更の場合
変更契約書等家賃の変更を証する書類
- 2 収入減少の場合（賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方）
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

3 転居した場合

- ・貸主の責又は自立相談支援機関等の指導による転居であることが確認できる書類の写し
- ・入居住宅に関する状況通知書（第5号様式）
- ・転居先の賃貸借契約書等の写し

4 受給方法変更の場合

- ・入居住宅に関する状況通知書（第5号様式）※再提出が必要です。

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長

印

住居確保給付金変更支給決定通知書

年 月 日 第 号で支給決定を行った住居確保給付金については、年 月 日住居確保給付金支給変更申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

1 変更内容

- 支給額 月額 円
 支給方法（代理受領に変更）

2 変更後の家賃に対する支給期間

年 月（ 年 月家賃相当分）から
年 月（ 年 月家賃相当分）まで

3 変更理由

4 対象となる住宅 名称
所在地

- 1 この処分に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に阿賀野市を被告として（市長が被告の代表になります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第26号様式を次のように改める。

第26号様式（第17条関係）（表面）

		第	号
		年	月
			日
	様		
	阿賀野市長		印
	住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）		
	年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。		
	記		
1	支給額	月額	円
2	支給期間	年 月（ 年 月家賃相当分）から 年 月（ 年 月家賃相当分）まで	
3	支給方法	<input type="checkbox"/> 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。 <input type="checkbox"/> 支給決定者において確実にクレジットカードを使用する方法により貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われることを条件として、支給決定者に支給する。	

4 支給対象となる住居	名称
	所在地

第 26 号様式（第 17 条関係）（裏面）

（注意事項）

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた就職活動等（生活困窮者自立支援法施行規則第 3 条第 2 号に該当する者については②、③を除く。）を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - ① 毎月 4 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること
 - ② 毎月 2 回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
 - ③ 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（第 11 号様式）」を提出してください。
- 3 生活困窮者自立支援法施行規則第 3 条第 2 号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、自立相談支援機関に申し出てください。
- 5 3 支給方法において、「支給決定者において確実にクレジットカードを使用する方法により貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われることを条件として、支給決定者に支給する」が選択されている場合は、支給開始後、申請者が貸主等に家賃を支払ったことを証明する文書等の提出を自治体から求めることがあります。

- 1 この処分不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に阿賀野市を被告として（市長が被告の代表になります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定書の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この告示は、令和3年10月6日から施行する。